

米原市総合計画策定支援業務 仕様書

1 委託業務名

令和6年度 米政契第5号 米原市総合計画策定支援業務

2 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

3 業務の目的

令和9年度を初年度とする第3次米原市総合計画の策定を確実かつ順調に遂行するため、策定全般の支援を行うものとする。

本計画では、平成29年3月（令和4年3月に中間見直し）に策定した第2次米原市総合計画「ともにつながり ともに創る 住みよさ実感 米原市」と令和2年3月に策定した「第2期 まち・ひと・しごと米原創生総合戦略」を統合し（人口ビジョン、シティセールスプランの内容も統合）、少子高齢化や人口減少、大規模災害や感染症への対応、情報通信技術の急速な進歩等、社会情勢の大きな変化に向き合い、持続可能な地域社会を構築するため、まちづくりと行財政経営の方向性を示す羅針盤となることを目指す。

また、策定に当たっては、ワークショップ等を通じて市民・職員の意見を聴取する機会を設けるとともに、策定プロセスを市民に分かりやすく公開し、より多くの関係者から共感を得られる計画とする。そのため、市民にとって分かりやすく伝えるための提案を盛り込むこととする。

4 計画の概要

目指すべき将来像やその実現に向けた基本目標を定める「基本構想」と、基本構想の実現のための各種施策を定める「基本計画」、施策ごとの具体的なアクションプランを示す「実施計画」の三層構造とする。なお、第3次米原市総合計画については、後述する各種データやその分析結果、ワークショップの結果等を踏まえ、バックキャストで策定する。

- ・基本構想：長期的な展望（11年）に立ち、データ分析の結果、市民等の意見や社会経済情勢等を総合的に捉えた上で、重点的に取り組む施策を明確にし、当市の将来のビジョンを提示する。
- ・基本計画：基本構想の実現に向けた具体的な施策を体系的に定め、市政運営を総合的かつ計画的に進めていくための指針を示す。
- ・実施計画：基本計画の実現に向けて実施する具体的な事業を示す。毎年見直すことを基本とし、財政計画や予算と連動させ、PDCAサイクルを効果的に運用する。

5 実施体制

主担当は、地方自治体の総合計画策定業務の策定実績を有する者を配置すること。

6 業務内容

【令和7年度】

(1) データ集作成

当市の現状および今後の課題を整理・分析し、当市のデータ集を作成すること。また、市民にも見やすく分かりやすい資料とすること。なお、このデータ集は、キックオフ講演会、ワークショップの際など、随時利用する。

(2) 第2次米原市総合計画の検証等

①第2次米原市総合計画の検証および現況と課題の整理

当市が提供する資料等を活用し、第2次米原市総合計画の検証および現況と課題を整理し、評価書を作成すること。

②社会情勢等の整理

社会経済情勢の変化や時代の潮流（ウェルビーイング、脱炭素、Society5.0、2040年問題等）、国や県の動向を含む最新情報を収集し、当市への影響を分析・整理するとともに、必要に応じて、収集した情報の更新を行うこと。

また、その際、当市の人口動態、産業別生産額等の主要データやその他提供資料を整理し、将来見通しを行い、予測される長期的な行政課題を抽出・検討して報告すること。

③当市の現況調査・整理等

当市のデータ（人口動態、子育て、教育、産業、福祉、都市基盤、財政等）について、現況調査・整理および特性の分析を行うこと。（類似団体との比較・分析による当市の強み・弱みの整理および特性の分析を行うこと）

④分野別計画等の整理

当市の分野別計画との関係性を整理すること。

⑤人口の将来推計および分析

当市の総人口、年齢3区分別人口、年齢7区分別人口、地区別人口（8エリア）等の将来推計および分析を行うこと。あわせて、令和2年3月に改訂した米原市人口ビジョンの改訂を行うこと。なお、改訂に当たっては、最新の国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」および「地方版総合戦略の策定等に向けた人口動向分析・将来人口推計の手引き」を踏まえたものとする。

(3) アンケート等の実施支援

第3次米原市総合計画の策定に当たり、2つのアンケート調査を実施すること。

①市民アンケート調査

市民が抱える問題やニーズを理解し、地域の課題を明確にするための基礎データを収集するとともに、現行の施策やサービスに対する市民の満足度や期待度を測定し、

施策の改善に役立てる。また、調査結果に基づいて、具体的な施策や政策を立案することで、計画の実効性を担保することを目的とする。あわせて、市民との対話を促進し、参加型のまちづくりを進めるための基盤を形成し、市民が望む将来像や優先すべき施策についての意見を把握し、ビジョン形成に寄与するものとする。

なお、実施に当たっては、次の点にも留意すること。

- ・対象者は、市で抽出する。(2,000件)
- ・当市が隔年で実施してきた市民意識調査の内容を盛り込んで実施する。(全項目を引き継ぐのではなく、設問の絞り込みを実施すること。)
- ・回収率については、過去の当市の市民意識調査における結果を勘案すること。
- ・調査票の設問設計を提案し、必要に応じて修正等を行うこと。
- ・調査票にWEBでの回答ができるようにQRコードを表示すること。
- ・WEB上で回答できるようにシステム等で設定を行うこと。
- ・調査票の印刷、発送、回収を行うこと。
- ・調査票の集計、分析、報告書の作成を行うこと。
- ・他計画で実施済みのアンケート調査等を考慮し、設問を作成すること。

②学生アンケート調査

将来を担う子どもたちの意見を把握することで、長期的な視点に立った計画とするとともに、子どもたちならではの率直な意見や斬新なアイデアを得ることを目的とする。また、子どもたちが自分たちの住むまちについて考える機会とすることで、地域への愛着心の形成、社会の一員としての自覚を促進する機会とする。

なお、実施に当たっては、次の点にも留意すること。

- ・対象者は、小学校4年生から中学校3年生までの全ての児童・生徒とする。
- ・学校を通じて調査を実施する。(約2,000件)
- ・タブレット等の電子媒体での回答を基本とする。
- ・調査票の設問設計を提案し、必要に応じて修正等を行うこと。
- ・調査票の集計、分析、報告書の作成を行うこと。

(4) 会議運営支援

①専門部会等(3回程度)

議事検討、資料作成、資料説明補佐、議事録作成

②自治基本条例推進委員会(7回程度)

議事検討、資料作成、資料説明補佐、議事録作成

③議会対応等(4回程度)

議事検討、資料作成

(5) キックオフ講演会

総合計画は、自治体の将来像を描き、その実現に向けた取組を示す重要な計画であることから、講演会は、計画策定の開始を広く周知し、市民の関心を高め、計画策定プロセスへの参加を促す絶好の機会とすることを目的とする。さらに魅力的な講演内容を通じて、市民における計画策定の意義や重要性の理解が深まることで、計画策定への積極的な参画が促進され、計画の推進力につながる。

また、総合計画は、市民の意見を反映させながら策定していくものであるため、同時にワークショップを開催することで市民が計画策定プロセスに参画する最初の機会とし、その後のワークショップなどへの参加を促すことも企図している。また、講演会をきっかけに、行政と市民、市民同士のつながりが形成され、多様な主体が連携・協働して計画策定に取り組むことで、より実効性が高く、地域の実情に即した内容とする。

なお、実施に当たっては、次の点にも留意すること。

- ・講演会実施に当たっての企画、講師等の調整を行うこと。なお、講師等への謝金支払については、受託者側が支払うこと。
- ・キックオフ講演会にあわせて、市民ワークショップを実施すること。

なお、この市民ワークショップは、後述する(7)②の市民ワークショップの回数に含むものとする。

(6) 意見照会支援

- ・各種審議会・関連団体への意見照会用の調査票案を作成し、回答の取りまとめを作成すること。

(7) 各種ワークショップ運営支援

①若手職員ワークショップ

若手職員ならではの柔軟な発想や最新知識に基づく斬新なアイデア、多様な市民ニーズ、特に若者や子育て世代、デジタルネイティブ世代のニーズの反映、そして現場のリアルな声を取り込むとともに、若手職員の計画への当事者意識を高め、計画推進の原動力となることを目的とする。

また、ワークショップへの参加を通じて、政策立案能力やコミュニケーション能力、ファシリテーション能力の向上を目指すとともに、地域課題への理解を深化させ、地域への愛着や貢献意欲を高めたい。

なお、実施に当たっては、次の点にも留意すること。

- ・3回程度開催すること。
- ・職員のファシリテーション能力を養う学習の機会とすること。(②から④までのワークショップにおけるファシリテーターを担うことを想定している。)
- ・企画提案を行うこと。
- ・司会進行を行うこと。(ただし、ファシリテーターは、当市職員が担う。)
- ・資料作成を行うこと。
- ・結果のまとめおよび報告書作成を行うこと。

②市民ワークショップ

市民からの意見やアイデアを直接聴取し、計画に反映させるとともに、ワークショップを通じて市民と行政が共に自治体の未来を描き、まちの将来像を共創する機会とすることを目的とする。

また、市民の視点から問題点を洗い出し、課題を把握することで、市政への関心を高め、市民参加を促進するとともに、様々な立場や年齢層の市民の意見を取り入れることで、多様な視点を反映した計画としたい。

なお、実施に当たっては、次の点にも留意すること。

- ・市民を対象にワークショップを2回程度開催すること。
- ・企画提案を行うこと。
- ・司会進行を行うこと。(ただし、ファシリテーターは、当市職員が担う。)
- ・資料を作成すること。
- ・結果をまとめ、報告書を作成すること。

③若者ワークショップ（市内で働く若者）

多様なバックグラウンドを持つ市内で働く若者の意見を集めることで、計画の質を向上させるとともに、勤労者が地域社会に関与する機会を提供し、協働して新しいアイデアやビジョンを生み出すことを目的とする。

また、市内で働く若者同士の意見交換の場ともなり、多様な市民の声を反映した実効性の高い計画としたい。

なお、実施に当たっては、次の点にも留意すること。

- ・市内で働く若者を対象にワークショップを2回程度開催すること。
- ・企画提案を行うこと。
- ・司会進行を行うこと。(ただし、ファシリテーターは、当市職員が担う。)
- ・資料を作成すること。
- ・結果をまとめ、報告書を作成すること。

④子育てする人向けのワークショップ

子育てに関するニーズや課題を把握し、効果的な子育て支援策を計画に反映させるとともに、参加者が抱える不安や地域の子育て環境を明らかにし、交流を通じて地域のつながりを強化することを目的とする。

また、行政と住民の協働による取組のきっかけを作り、地域全体で子育てを支える意識を醸成する機会としたい。

なお、実施に当たっては、次の点にも留意すること。

- ・子育て世代の市民を対象にワークショップを2回程度開催すること。
- ・企画提案を行うこと。
- ・司会進行を行うこと。(ただし、ファシリテーターは、当市職員が担う。)
- ・資料を作成すること。

・結果をまとめ、報告書を作成すること。

(8) 基本構想作成支援

基礎資料、アンケート結果、ワークショップ等での意見等を踏まえ、第3次米原市総合計画の基本構想素案を作成すること。

(9) パブリックコメント（基本構想）実施支援

基本構想に対して実施するパブリックコメントについて、提出された意見を整理し、表現等に対する助言等の支援を行うこと。

(10) 基本計画検討支援

基本計画の検討、作成支援を行うこと。

【令和8年度】

(1) 基本計画作成支援

基礎資料、アンケート結果、ワークショップ等での意見等を踏まえ、第3次米原市総合計画の基本計画素案を作成すること。

(2) パブリックコメント（基本計画）実施支援

基本計画に対して実施するパブリックコメントについて、提出された意見を整理し、表現等に対する助言等の支援を行うこと。

(3) 実施計画作成支援および進行管理手法の検討支援

実施計画の構成検討支援を行うとともに（様式作成を含む。）、事業の進捗管理や効果を図る手法の検討や第3次米原市総合計画の目標管理における適切な手法を検討するに当たっての提案・支援を行うこと。また、第3次米原市総合計画の進捗状況を客観的に評価できる仕組みを提案、構築すること。

(4) 会議運営支援

① 専門部会等（3回程度）

議事検討、資料作成、資料説明補佐、議事録作成

② 自治基本条例推進委員会（3回程度）

議事検討、資料作成、資料説明補佐、議事録作成

③ 議会対応等（3回程度）

議事検討、資料作成

(5) 成果物

成果物は、子どもや市民に伝わりやすく、親しみやすいデザインやレイアウト等を受託者からの提案により市との打合せの上、作成すること。すべての成果物について、編集可能なデータ形式（Word形式、Illustrator形式、InDesign形式等）およびPDF版を作成した上で納品すること。

- ・令和7年度の（1）データ集
- ・第3次米原市総合計画（本編）
- ・第3次米原市総合計画概要版（一般版）
- ・第3次米原市総合計画概要版（子ども版）

なお、次のものについては、印刷物も納品すること。

- ・第3次米原市総合計画（本編） A4フルカラー、180ページ程度、100部
- ・第3次米原市総合計画概要版（一般版） A4、フルカラー、16ページ程度、3,000部
- ・第3次米原市総合計画概要版（子ども版） A4、フルカラー、16ページ程度、3,000部

※ページ数はあくまでも想定であるため、著しく増減することはないが、軽微な変更については仕様の範囲内とする。

7 参考スケジュール

(1) 令和6年度

3月 アンケート調査の準備行為

(2) 令和7年度

5月 アンケート調査実施

自治基本条例推進委員会（第1回）

職員ワークショップの実施（第1回）

6月 自治基本条例推進委員会（第2回）

職員ワークショップの実施（第2回）

7月 専門部会の開催

自治基本条例推進委員会（第3回）

職員ワークショップの実施（第3回）

議会委員会協議会

8月 キックオフイベント・市民ワークショップ（1回目）

子育て世代ワークショップ（1回目）

9月 自治基本条例推進委員会（第4回）

若者ワークショップ（1回目）

10月 市民ワークショップ（2回目）

子育て世代ワークショップ（2回目）

11月 若者ワークショップ（2回目）

自治基本条例推進委員会（第5回）

議会委員会協議会

12月 専門部会の開催

基本構想骨子案の完成

- 1月 専門部会の開催
自治基本条例推進委員会（第6回）
基本構想原案の完成
議会委員会協議会
- 2月 基本構想パブリックコメント
- 3月 自治基本条例推進委員会（第7回）
基本構想完成

(3) 令和8年度

- 4月 自治基本条例推進委員会（第1回）
- 5月 専門部会の開催
- 6月 自治基本条例推進委員会（第2回）
- 7月 専門部会の開催
- 8月 基本計画原案の完成
議会委員会協議会
- 9月 基本計画パブリックコメントの実施
専門部会の開催
- 10月 自治基本条例推進委員会（第3回）
議会委員会協議会
- 12月 第3次米原市総合計画議会上程
- 3月 成果物納品

8 その他

- (1) ワークショップおよびキックオフ講演会等の会場確保は当市が行い、使用料も当市が負担するものとする。
- (2) 業務の遂行に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき適正に個人情報を取り扱うこと。また、当市から受託者に貸与した書類などを含め、業務の遂行上知り得た情報を第三者に漏らさないこと。
- (3) この仕様書に定めのない事項またはこの仕様書について疑義が生じた場合は、必要に応じて、その都度協議するものとする。また、受託者は、契約期間中、常に社会の動向等に注視し、当市への状況提供を行うとともに、その結果、業務内容等について変更が必要となる場合には、市と協議の上、方向性を決定すること。
- (4) 本業務の成果物の著作権は、全て当市に帰属する。
- (5) 業務完了後、受託者の責に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合、受託者は、速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに係る経費は、受託者が負担するものとする。
- (6) 本業務に関する進捗報告、打合せ・意見交換を適宜行い、場所は、原則、当市の庁舎内とする。また、打合せ等を行った際は、その都度、議事録を作成すること。